第 22 回にいがた食の安全・安心審議会 議事録

１　日　時

令和２年 11 月 16 日（月）午後１時 30 分から３時 30 分まで

２　会　場

新潟県自治会館 本館 講堂（新潟市中央区新光町４番地１）

３　出席者

にいがた食の安全・安心審議会委員 15 名のうち、13 名出席

４　内　容

・会長あいさつ：　１ページ
・議題１　にいがた食の安全・安心基本計画の今期計画期間の延長について：　２ページ
・議題２　にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況について：　３ページ
・その他　食品衛生法及び新潟県食品衛生法施行条例の改正等について：　16 ページ

○　開会

○　福祉保健部副部長あいさつ

○　委員紹介

○　審議会の成立報告

○　会長あいさつ

【城会長】

新潟大学農学部の城と申します。一言御挨拶させていただきたいと思います。先程からの話にも出ているとおり、今年に入って新型コロナウイルスの影響で、私達の生活は一変しました。

新型コロナウイルスの影響については、私達の食生活に関しても非常に大きく影響してきています。Go to eat キャンペーンといった飲食店を支援する事業はありますが、これから忘年会シーズンになるにも関わらず、外食を自粛するような方向で多くの方は考えています。そうすると、食べないわけにはいきませんので、自炊をする方が非常に増えてきたり、

テイクアウト、もしくはデリバリーといったものを食べる方が非常に増えてきたりします。参考資料３の「令和２年度食の安全に関するアンケート調査結果」を見ても分かるとおり、特に首都圏ですと、自炊を増やす方が半分以上おり、県内でも 25%ということで３割近い方が家庭で自炊して食べる方がいます。それから、スーパー・コンビニの弁当・惣菜や、飲食店でのテイクアウトしたもの利用される方が非常に増えています。

食生活の変化が出てくるということは、我々の食の安全に対する施策もそれに合わせて、少しずつ変えていかないといけない状況になってきます。食中毒の対策とポイントについても、家庭での食中毒をいかに防ぐのかといったのは必要になってきますし、これまでテイクアウトでの提供を行っていなかった飲食店に対する指導も必要になってくるものと思います。もう既に県では色々とこのような調査をされており、取り組んでいるかと思いますが、今の時勢に合わせたような対策をしていかなければならないと思います。

話は変わりますが、香川県の養鶏場で鳥インフルエンザが発生しました。新潟県も４年前に関川村等いくつかの箇所で鳥インフルエンザが発生しましたが、幸いにも適切な対策を取っていただき、それ以上拡大することは無かったのですが、鳥が運んでくるものですので、香川県と新潟県は離れていますが、いつ新潟県に飛び火してもおかしくない状況になっています。

今回の審議会では、平成 29 年度から取り組んでいるにいがた食の安全・安心基本計画に対する進捗状況について審議することになっていますが、新型コロナウイルスなど、当初計画に無かったようなものも、色々と異なる状況になっていますので、そのような新たに変わった状況も含めて、県の皆様から今の時勢にあった取り組みを担っていくよう、色々と発言いただければよろしいかと思っていますので、是非積極的な発言をお願いしたいと思います。

○　議事

【城会長】

本日は２つの議題を予定しています。最初に議題１「にいがた食の安全・安心基本計画の今期計画期間の延長について」、事務局からお願いします。

【事務局】

資料１を御覧ください。この審議会は、平成 17 年 10 月に制定された「にいがた食の安全・安心条例」に基づき、18 年６月に発足しました。本審議会では、条例に基づき平成 19 年に「新潟食の安全・安心基本計画」を策定し、その後平成 22 年、26 年、29 年に改定をしています。現行計画は平成 29 年度から令和元年度までの４年間が計画期間となっています。

参考資料１として配布していますカラー資料で、改めて現行計画について御説明します。現行計画では、新潟県における「食の安全・安心」を推進するという目的の達成度を測るため、「新潟県内で生産・加工・製造された食品が安全だと思う県内外の住民の割合」を成果

指標とし、「基準年度である平成 29 年度から増加させる」ことを目標に設定しています。また、重点取組として、HACCP に基づく衛生管理の普及推進を設定し、具体的な取組として、中小規模の事業者に対する普及啓発・導入支援の強化、消費者の認知度向上、食品衛生監視員の導入支援能力の強化の３点を挙げています。さらに、施策の体系として、食の安全・安心の推進という目的を、見える安全と知る安全の２つの視点で考え、HACCP に基づく衛生管理の普及推進を踏まえた 13 の施策を講じています。

今年度は本来、現行計画の終了年度であり、計画改定に向けて審議会を複数回開催し、十分に審議いただくところですが、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、次期計画の審議時間を十分に確保できる状況ではありませんでした。また、現在のところ、食の安全・安心に関わる重大な事件も発生しておらず、事務局としては、性急に計画を見直す必要性が乏しいものと考えています。そこで、現行計画の期間を１年延長させていただいて令和３年度までとし、次年度の審議会において、委員の皆様方から十分な審議をしていただき、計画を改定したいと考えています。

【城会長】

今年度は新型コロナによる影響から、審議及び意見交換の時間を十分確保できないことから、現在の基本計画の期間を１年間延長しまして、令和３年度に審議を行うことにしたいという御説明でした。それでは、ただいまの説明に対して何か御意見等がありましたら、宜しくお願いします。

特に御意見が無いようですので、ただいま御提案いただきましたとおり、今年度は１回限りの審議会とし、現基本計画を１年間延長するということでよろしいでしょうか。

特に御意見が無いようですので、今年度は１回限りの基本計画とします。それでは、ただいま御提案いただいたようなことで進めていただければと思います。

【城会長】

議題２「にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況について」、事務局から説明をお願します。

【事務局】

資料２を御覧ください。計画期間は、先程１年延長となり、令和３年度までの５年間となりました。今年は計画の４年目に当たります。

本計画の目的は「新潟県における食の安全・安心の推進」としており、ここでいう「食の安全・安心」とは、「食品等の安全性及び食品等に対する消費者の信頼を確保すること」と条例で定義しています。

計画全体の達成度を測る成果指標は、「新潟県内で生産・加工・製造された食品が安全だと思う県内外の住民の割合」とされており、平成 29 年度から年１回調査しています。

本年 10 月に、新潟県内と首都圏在住者、それぞれ 500 人を目標にインターネットによるアンケートを実施し、県内 524 人、首都圏 540 人から回答を得ました。その結果、成果指標である、アンケートの選択肢「安全だと思う」と「どちらかと言えば安全だと思う」を合わせた割合は、県内では 86.8%、首都圏では 78.7%であり、基準年度の平成 29 年度に比べ県内が 2.7 ポイント、首都圏が 1.0 ポイントの増加でした。

また、同じアンケートで、「どちらとも言えない」、「どちらかと言えば安全とは思わない」、「安全とは思わない」と回答した方には、追加で、その理由を伺っています。

県内では「食に関する不安な情報を耳にするから」と「食品の安全性について、普段あまり関心がないから」が同率で最も多く、首都圏では、「新潟県内で生産・製造された食品のことをよく知らないから」が最も多い結果でした。アンケートには、このほかにもいくつか項目がありますが、詳しくは、参考資料３「アンケート調査結果」をご確認ください。

次に、基本計画に基づく各施策の取組状況について説明します。令和元年度の結果については、資料２の２ページから９ページに記載してあるとおりです。なお、すべて説明すると時間がかかりますので、基本計画の重点取組となっている、資料２の３ページ中ほどの施策４の４、「HACCP による衛生管理の普及推進」のみ状況説明をします。

まず１つ目の、「HACCP 導入実証モデル事業」ですが、平成 28 年から、中小規模の食品事業者のうち、HACCP 導入を希望する事業者をモデル事業者として選定し、県が導入の支援を行い、この過程で HACCP を導入しやすくなる指導方法やコツなどを蓄積し、他の同業者への導入推進に役立てる事業です。令和元年度は食肉処理業、魚肉練り製品製造業、漬物製造業など 12 施設で導入実証を行いました。この４年間で様々な業種を対象に HACCP 導入指導を行ってきましたので、保健所の食品衛生監視員のスキルアップも図られたものと考えています。

２つ目の「HACCP 認知度向上事業」は平成 28 年度から、消費者に HACCP を知ってもらうために行っている事業です。具体的には、県ホームページの「にいがた食の安全インフォメーション」に、HACCP を導入している事業者の製造現場と工程の写真を掲載する「バーチャル食品工場見学」のコーナーを開設し、掲載された工場で製造されている商品のプレゼントを組み合わせた企画で、令和元年度の応募総数は 1,451 件でした。HACCP の消費者への浸透はなかなか難しいのですが、今後とも良い方法を検討していきたいと考えています。

３つ目の「食品事業者向けの HACCP に関する講習会」は、食品製造業だけでなく、飲食店などの事業者をも対象に 229 回実施し、8,443 名から受講いただきました。県で管轄している食品営業者は３万件あまりですので、幅広い事業者の皆様に、HACCP の普及を図ることができたと感じています。

以上で、取組状況の説明を終わります。

次に、基本計画の「取組指標の進捗状況」について説明します。資料２の 10 ページをお開きください。一番上には、先程説明しました成果指標を記載し、その下に 20 項目の取組指標を記載しています。指標ごとに、計画前の平成 27 年度値のほか、最新値として令和元

年度の値、令和２年度の目標値、進捗状況、担当課などを一覧にしています。点線で囲んだ部分に、進捗状況の凡例と最新値での状況をお示ししています。令和２年度目標値を既に達成したものが９指標、計画前の平成 27 年度値から増加したものが１指標、減少してしまったものが 10 指標、という結果でした。

ここで、計画前の平成 27 年度値から減少した 10 の指標について、それぞれ担当課から理由などの説明をさせていただきます。

まず、事務局である生活衛生課からは、指標５、９、10、13、15、18、19 の７項目について御説明します。

まず指標５「加工食品の検査件数の年間達成数」ですが、令和元年度は計画の 95%でした。計画より 50 検体ほど少なくなったわけですが、食の安全確保の上で特に支障はなかったものと考えています。

次に指標９「県ホームページ『食の安全インフォメーション』年間閲覧数」ですが、年々減少しています。ホームページの閲覧数は、食品に関する事故があると注目を浴び、増加する傾向があります。福島の原発事故の後、放射性物質検査結果の閲覧数が急増し、その後関心が薄れるとともに、減少してきたものと考えています。ただ、年間３万回のアクセス数は、他の自治体のホームページ閲覧数と比べても高い数値であり、一定程度の支持は得られているものと考えています。県からの情報発信手段として、ホームページは重要な情報発信源と考えていますので、今後とも正確で迅速な情報発信に努めて参ります。

指標 10「食品衛生責任者実務講習会受講率」ですが、令和元年度は 98.7%でした。目標の 100%にはわずかに届かなかったものの、対象となったほとんどの食品営業者が受講しており、目的は達せられているものと考えています。

資料２の 11 ページに移りまして、指標 13「県が食の安全・安心について情報を提供していることを知っている県民の割合」についてです。令和元年度のアンケート結果は、40.8%と令和元年度よりもさらに下がりました。指標９の説明でもお話ししましたが、福島の原発事故から時間が経つに連れ、マスコミの報道も減り、県が行ったアンケートでも、「食品の安全性について普段あまり関心がない」「普段の食生活で特に不安は感じていない」という回答が増加しており、食の安全に関する情報に興味を持つ方が減ってきていることも一つの要因ではないかと考えています。

次に、指標 15「食の安全・安心に関する講習を『非常に有意義』と評価した利用者の割合」についてです。ここで言う講習は、保健所等が企業や団体から個別に依頼を受けて行ったものです。目標値には届いていないものの、「非常に有意義」の次の「有意義」までを含めますと、９割程度となることから、講習自体は評価されているものと考えています。

次に、指標 18「にいがた食の安全・安心サポーター活動の年間利用者数」についてです。県では、食品衛生指導やきのこ鑑別、食育などの分野で協力いただける方をサポーターとして委嘱しており、サポーターの皆さんが講習や啓発活動を行った対象者の人数を指標としています。令和元年度の数値は平成 27 年度に比べ２割ほど減っていますが、サポーター自

体の入れ替わりや、個人的な活動実績により数字が変動するもので、県としてコントロールは困難であると考えています。生活衛生課としては、必要な人材と考えていますので、引き続き、サポーターの確保に努めて参りたいと考えています。

最後に、指標 19「食品衛生監視員の HACCP 研修受講率（年間)」についてです。生活衛生課では、保健所の食品衛生監視員を対象とした HACCP 講習を行っており、全職員が 2 年に 1 回受講する 50%を目標値としています。令和元年度の実績は 37.8%と目標には届きませんでしたが、前年度までにほとんどの職員が複数回の講習を受けており、現場での営業者指導には支障がないと考えています。

続きまして、指標２「畜産農場における飼養衛生管理基準の遵守率」について、担当課の畜産課から、指標 17「食育ボランティア登録数」について、担当課の食品・流通課から、指標 20「農薬管理指導士認定者数」について、担当課の農産園芸課から、それぞれ順に説明します。

【畜産課】

指標２の畜産農場における飼養管理基準の遵守率について説明させていただきます。平成 27 年度の改定前は 90%の遵守率でしたが、令和元年度が 62%、今年度が 66%ということで、遵守率が減っています。これについてまず、飼養衛生管理基準というのは、家畜の所有者が家畜伝染病発生予防ということで、衛生管理者の資質向上を目的として、家畜伝染予防法において遵守項目がいくつかありまして、そういった衛生管理方法でございます。この遵守状況については、県の家畜保健衛生所が指導機関として、毎年全ての牛、豚、鶏の農場を巡回させてもらい、国が示したチェック項目に基づいての確認、及び改善等の指導を行っています。以前は、30 項目ぐらいのチェック項目でしたが、一昨年、岐阜県や愛知県等で、豚熱という家畜伝染病が発生し、衛生管理についてもっと厳しくしなければならないということで、チェック項目が約 30 項目から平成 30 年以降は約 100 項目近いチェック数になりました。非常にチェック項目数も多く、その１つでも守られていなかったことで、その農場自体が不遵守ということでカウントした結果、遵守率が下がっています。全部の項目が駄目でしたという農家はもちろんありませんし、重要な衛生管理対策については、ほとんどの農場が遵守している状況です。割合が少し減ったのもそのような理由です。とは言え、改善が必要な部分がまだまだあるということで、家畜伝染病の発生予防のために、ひいては、食の安全に畜産物の安全に繋がるものと思いますので、引き続き、遵守徹底の指導をしていきたいと思っています。

【食品・流通課】

資料２の 11 ページの 17 番の食育ボランティアの登録数 について説明させていただきます。

そもそも食育ボランティアにつきましては、 食育に関する専門知識、技術をお持ちの方

で、学校や地域で実施される食育に関する活動について無償でお手伝いいただける方々への登録制度として、平成16年度から運用開始しています。

資料２の11ページを御覧いただきますと、計画改定前から2,559名に対して、最新値が1,008 名となっています。こちらにつきましては、近年ボランティアを担っていただいた方々が高齢化により個人での活動も負担となり、登録を辞退されるケースや、それから、1,000名を超える規模で登録いただいていた団体がいましたが、無償協力が困難だという御判断から登録の更新を辞退されたことが、登録数の減少に大きく影響しています。県としましては、正しい知識の普及が重要なことと思っていますので、当面、食育ボランティア制度の周知登録の働きかけを行っていくことはもちろん、次年度の指標設定につきましては、このような状況の変化も含めて、また検討して参りたいと考えています。

【農産園芸課】

指標 20 の農薬管理指導士の指導について説明します。農薬適正使用を推進するために、指導的な立場という形で農薬管理指導士の皆様に研修を受講していただいた上で認定する制度を、今から30年以上前の昭和62年度から継続して運用しているところです。この30数年間の間に、5,237名の方を認定してございます。ところが、直近の令和元年度2,340名でございます。これは昭和62年度の制度発足から、３か年で約1,700名の方を認定したのですが、それらの方が、例えば退職されたり、あるいは３年ごとに行う研修の受講が滞ってしまったりしたことが原因で、現在は減少していますが、毎年度新規に80名程度を認定してございます。残念ながら指導士の数は減少していますが、例えば、令和元年度の生産現場における農薬不適正使用は一件に留まっているということもありますので、そういった指導的立場の方が活躍していることには変わりないと考えています。また、新規認定者を増加させるために、例えば農薬販売業者の方にこの制度を改めて周知したい、あるいは研修の受講を促すことも続けて参ります。ただ来年度は基本計画の見直しとなります。正直申しまして、農業者の減少に伴って、JAの職員も農薬の販売店も減少しています。2,900名という数が果たして必要なのかということも含めて、当課において検討させていただきたいと思っています。

【城会長】

関係部署から説明をしていただきました。それでは、ただいまの御説明頂きました件について、何か御意見や御質問があれば、各委員の方、宜しくお願いします。

【山本委員】

新型コロナウイルスの影響で講習会や、食に関するイベントがなかなか開催することが難しくなっていると思いますし、今までならこの人数でも１つの場所で直接的な形で開催することができていたのが難しくなっていますので、今後の取り組みとして、感染症対策を

講じた上で、例えば回数を分けて少人数で行っていくのか、それともリモートやオンライン等で遠隔から講習会やイベントなどを開催していくのか、現在考えていることがあれば教えていただければと思います。

【事務局】

講習会等については、本日の審議会もそうですが、会議室内の３密を防ぐ方法として皆様方から、間隔を空けていただく方法や、建築物の空調が掛かっていますので、十分な換気を行う。後は皆様方、私たちも含めてですが、体調管理をしていただいた中で、発熱があった場合は出席しない、出入り口で手指消毒を行う、マスクをするといったことを行えば、十分にイベントや会議等が可能と考えていますので、どうしても食事を伴うというような会食については、マスクを外すことがありリスクが高いと思いますが、会議等については、私どもの審議会等も、来年度も審議いただくわけですが、十分に感染対策を行いながら、開催させていただきたいと考えていますので、御協力宜しくお願いしたいと思います。

【城会長】

ちなみに今回は、令和元年度の最新値の指標で議論しているわけですが、今年は３月ぐらいから、新型コロナウイルスの影響で様々なイベント等が開催できないような状況になっていますが、この計画で来年度も進捗状況を報告いただくことになると、イベントの参加人数がぐっと減ると考えてよろしいのでしょうか。今年度はどういう風な形で行っているのか、教えていただければと思います。

【市川委員】

特に HACCP ですが、周知していただくための大変な努力が必要であり、講習会を開催するわけですが、100 名入る会場で 30 名がせいぜいですから、受けたくても受けられない方が、かなりいる状況かと思いますし、さらに回数を重ねていかなければならないとなると、私どもの団体が会場費を負担するわけですので、３倍か４倍の会場費が必要になってくるわけです。さらに講習会も開催できて負担していただく場合でも、それでは追いついていけないという状況が、今後益々多く出る可能性があるかと思います。その辺りを非常に悩んでいるところです。

公の機関は、会場費を取らないような工夫をしていただかないと、私達が講習会を請け負っても開催できない状況が今後続いていくだろうと心配されます。

また保健所職員の HACCP 研修会受講率が 37.1%で低いとおっしゃっていましたが、受けられる暇もないし、今新型コロナウイルスの関係で保健所職員が応援等で、非常に困っている状況が続いていると思います。特に今は南魚沼保健所が大変な状況ですから、保健所職員が足りない状況がどんどんこれから続いていくのではないかと。このまま行くようであればということもあって、県でもっと検討していただきながら進めて行かないと、なかなかうま

くいかないのではないかということと、今年の２月、３月辺りから講習会等を開催していない状況が続いていますので、来年６月からの食品衛生法改正が全て上手く行くかということが危惧されるところであると思います。元々厚生労働省が打ち出してきたことですが、厚生労働省が都道府県に示す時期が遅れていまして、やっと今、都道府県で条例改正を取り組んでいるのですが、これが進まないことには、営業者もどう対応していけばいいのか分からないという状況になりかねないと思いますので、そこら辺が、特に危惧されることがたくさんありますが、今の保健所職員が一生懸命取り組んでいることは分かりますが、歯がゆいところではないかと考えています。

【城会長】
ありがとうございました。実際に担当している立場からすると、かなり費用の問題もありますし、またお願いするにも保健所中心に皆、他の対応で苦労されているのも分かりますが、今の市川委員以外の発言で何か、県でこのような状況にある等、何か説明できることがあれば、説明いただきたいと思います。様々な講習会とか、認定の研修等も色々行っているだろうと思いますが、実際に行われているのか、令和２年度はどうなっているのか等、いかがでしょうか。

【事務局】
御指摘いただいているのは、先程の資料２の 11 ページにも取組指標で説明させていただいたところですが、この中で言いますと、やはり食の安全を主としたイベントの参加者数の積み上げについては、大きなイベントを開けないというのがどうしてもありますので、現状で 4,000 名ほど令和元年度は御参加いただいていますが、今年度は会場・回数を増やしたとしてもそこまでは難しいと思っています。但し、市川委員からも御指摘をいただいたように、営業者への法改正の報告も、この後説明する予定ですが、周知や伝達について、今県の方で今回の条例改正手続きをしたいと考えていますが、この中身については、営業者が心配されているかと思いますので、説明会の開催等、３密対策を取りながら、実施を計画していますので、また営業者の方々への説明も丁寧に進めていきたいと考えています。

【城会長】
先程、山本委員からも御説明がありましたが、オンラインで実施する場合、受けて側が受けられるかどうかが大きいと思いますが、それと違う方法で行うことは今のところ考えているのでしょうか。対面ではなく何か違う形でのイベント、講習会を行うようなことは検討されているのでしょうか。

【事務局】
県の中での会議、研修については、ZOOM 等も取り入れて行ってはいますが、なかなか外

に向けてですと、対応されている部署と行う分についてはいいのですが、それぞれの環境が違う場合ですと、広く県民に向けてなり、事業者との関連というのがまだ難しい状況でないかなと思っています。

【城会長】

ありがとうございました。なかなか受け手側では、大学ではオンラインで授業を行ったりしますが、今日の学生は適切に受講できるのだろうか、パソコンを持っているのだろうか、小さなスマートホンで一生懸命見ているということなのですが、なかなか受けて側の環境もありますので大変難しいかと思いますが、支障が無いように今後色々考えていただければと思います。

【高内委員】

先程、県の方からもある程度御説明がありましたが。指標について、数値目標だけで設定していくことについては、見直すべき時期に来ていると感じます。計画の初期の頃には、数値目標のみでも意味があり、数字がそれがどんどん上がっている時はそれで機能していたと思うのですが、ここに来てこの目標値を数字だけで設定するのでは成果を上げにくくなっています。例えば残念なことに新潟県の人口は減少していて、当初に比べ絶対数が減っているものもあります。目標数値がそのままでいいのか、見直しの問題が生じていると思います。一例を挙げれば、取組指標 20 番の御説明も先程ありましたが、現在過渡期に差し掛かっているのではないのかなと感じています。

数字だけ見ると本当に下がっているものがとても目立ってしまいます。例えば畜産農場における飼養衛生管理基準の遵守率も、90%、62%、66%となっています。目標が 100%とあると、「なんだ、この数字は」と感じる人が、この数字だけ見た時にはやはりいるでしょう、詳しい説明を聞かなければ、非常にマイナスの印象を強めてしまうことになると思います。ですから、今ほどあったような細かな説明の部分を含めて、この結果を見る県民の皆様に伝わるようにしていかないと、むしろ単純にお見せすることが誤解を招きかねない面も出てきているのではないかと危惧します。

それから、先程お話にもあったように、本年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行により、今までと同じような方法をとることができないという特殊事情があります。そこの点について丁寧な説明がなされないと、様々なところで「なんだ、みんな落ちているね」とか、「どうしたの？」という、単純で表面的な受け止め方をされてしまいかねません。それではすれ違いを増やすだけになりかねないと思うので、その辺りについて私としては危惧を抱きます。県の皆様の側から、今後について目標の設定の仕方、それからこういった結果についての皆様への公表の仕方について、どのようにしていきたいのかというお考えがあれば伺いたいと思います。

【事務局】
御指摘のとおりです。今年度は色々な事業が進んでいないのが多くありましたので、公表は毎年行っているところですが、確かによく考えて公表しないと、かえって誤解を招くと思っています。来年度の計画改定時には、当然、本審議会でいただいた御意見を踏まえ、私どもの方もこの数値目標の在り方について、なかなか苦労しているのが現状ですので、全ての取り組みについて数値目標が本当に必要なのか、目標として立てた方がいいのかというのは、真剣に考えていきたいと思っています。計画策定からもう十数年経っていますので、計画全体の在り様の見直しの時期と思っていますので、「今ここでこうします」という話ではありませんが、指標の持ち方というのは、各担当課を含めて苦労しているのが現実ですので、どういう指標の作り方が正しいのか適切なのかというのをよく考えていきたいと思っています。

【津野委員】
ただいまの指標の持ち方、分析の仕方については同じ意見でした。先程、特にこの指標９に関わってくることになりますが、例えば、食の安全に興味を持たない数値が高いのではないかというような話がありましたが、数字だけ見れば「やはり」と思いますが、もう少し根底にあるものを分析していく必要があるのではないかと思います。他の指標と照らし合わせた時に、出てくる問題は、「食の安全に関心を持たない県民は多いか？」という、ふと疑問に思いました。例えば、他の指標の数値のところで、何かあればアクセスする、食品事故があればアクセスする、つまりこの数字が上がる、ということは情報源を知っているということなのですね。どこにアクセスすれば、どういうデータが適切に載っているということを知っているということが読み取れるとも思います。それでそのように考えた時に、やはり県民は基本的には、新潟県の食品は安全ということに関しては信頼している人が大変多いということはまず当てはまるのではないかと思います。実際に信用しているという数値は高いですよね。ですから、読み方として、全体としての数値が高いものと信頼している。けれども見ていくと、こういうこともあるというような、ただ、指標の順番を揃えるのではなくて、組み合わせて分析をどのようにしていくかが大事と思いました。例えば、食の安全インフォメーションにアクセスしたという数値だけを見られると、これはツールの問題もありますので、もう少し広い県民の状況を把握した上での分析、アンケートの持ち方、記述の仕方を少し変えていく余地があるかなと思いました。

【城会長】
貴重な御意見ありがとうございました。来年度基本計画を改定する際、是非様々な点で改善、また我々委員からも色々意見を出していくことになるわけですが、そう言ったところを含めて改善して、計画改定をお願いしたいと思います。

【高内委員】

数字についての説明を初めて聞いて納得したというところもございます。単に「何千人、何千人」という人数が出てきていますが、本当にそれが必要な人数なのかなということは精査していく必要があると感じます。あと分母がどのくらいという部分です。県民の規模でどのくらいが妥当な数字なのかというところを、併せて示していただけると、単に下がった上がったではなく、納得できる数値目標、結果として見ていただけるのではないかという気がしましたので、是非数値目標を作られる時にその辺りも御検討いただきたいなと思って聞いていました。宜しくお願いします。

【小林委員】

資料２の３ページの HACCP 認知向上事業というところで、バーチャル食品見学を行っているとお伺いしましたが、実は私も拝見させていただきました。私どもの生協の仲間は皆応募していて、これは参加人数が少ないから必ず当たるようなことを言っていました。身近なところで当たっていたので、逆に言うと、知られていないということが実感できたわけですが、ホームページというのが、今簡単に見られるように思われますが、高齢者で全くパソコン持っていない人たちも、世の中にはたくさんいらっしゃいます。ですので、ホームページだけではなく、他の媒体等で是非発信できたらいいなと思っていました。工場見学の中身を拝見させていただいて、「本当にこんなことをやっています、小さな企業でも HACCP を導入しています。」と、ものすごく実感しましたので、是非、他の形でも発信していただけたらなと思います。

それからもう一点、取組指標 17 番の食育ボランティアの登録数ですが、そもそも説明では専門知識を持っていらっしゃるとお伺いしましたが、どの程度の専門知識が必要なのか、私たちのような一般消費者でもできるものなのか、それについてお伺いしたいと思います。

【食品・流通課】

食育ボランティアについて、専門知識をどこまで必要かというところですが、学校や地域で実施される食育の活動のお手伝いという形になります。私どもとしましては、学校の依頼に応じて携わっていただくことに重きを置いていますので、何かの資格を必須というものではありません。氏名、連絡先、活動内容を掲載した食育ボランティア年報を公的機関、市町村、教育委員会の方に配布することに同意いただける方を対象としています。

【事務局】

情報発信の方法として、デジタルの方は今充実しています。アナログの方はどうなのだろうということで、県生活衛生課の取り組みとしましては、参考資料３のアンケート調査結果の５ページ目の情報発信の方法も回答割合が高いわけでないことを承知していますが、テレビや新聞の媒体を使っての啓発、情報発信をしていますし、スーパーマーケットの一角に

店頭掲示板を貼っていただいて、そこになるべく新しい情報を逐一掲示していただいて、おっしゃるとおりなかなかホームページをアクセスするということをしないと情報が取れませんので、何気なくお買い物に行った時にパッと目につくような場所の活用はしています。残念なから数値としては今のところそこまで伸びていませんが、地道な部分も継続して取り組んでいきたいと思っています。

【青木委員】

来年６月に食品衛生法が改正されますが、１つの大きな目玉としてやはり HACCP の制度化が大きな取組内容だと思います。数字として情報を持っていれば教えていただきたいのですが、進捗状況の中で、対象事業所別、業種別、従業員別、零細企業も含め、制度化に向けた職員の指導体制が新型コロナウイルス感染でどうなのかなと、その辺も危惧するわけですが、今現在の進捗状況と対象事業所の業種規模が数字として持っている物があれば、教えていただければと思います。

【事務局】

HACCP につきましては、保健所で事業者向け研修会を行っていること、他には食品衛生協会と連携して地域の食品衛生指導員に研修を受けていただき、HACCP の普及を図っていただくような事業を行っているところです。

数字的な情報ということになると、県の総合計画の中で取り上げている数字が公表されている数字となっていますが、県内の食品製造業の普及率が公表されていますので、その数字をお知らせしたいと思います。こちらについては令和元年度の数字が最新となっています。その数字としては、製造業の中で従業員が５名以上いる事業者の中の割合ということになりますが、全国がだいたい 38%という数字が、農林水産省の調査で出ています。その中で新潟県については約 40%程度で、全国と数字的には変わらないところまで伸びています。調査が始まった平成 28 年度は大きく開いておりまして、全国 28%に対し、新潟県内は 10%程度でしたので、順調に伸びてきているのではないかと思います。小規模施設を含んでいる合計値ですので、そのような所には HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の基礎という手引書を厚生労働省が作っていて、それに基づいた衛生管理を普及していく中で、導入率をどんどん上げていかないと、来年６月に間に合いませんので、講習会等を通じて、もしくは食品衛生協会とタイアップして、伸ばしていきたいと考えています。

【市川委員】

今、国からは何も示されていないのです。各業界団体で独自に手引書を作りまして、それが全部普及していて、営業者はそれを当てにしているのです。厚生労働省で今公開されている手引書はものすごい厚さで、これを保健所職員が全部理解するのは到底無理です。それと同時に、営業者の方が講習会にお見えになる時、「こんな面倒なことをさせるのなら、もう

営業をやめる」という方もたくさん出てきています。同時にまた夜の繁華街の今般のコロナ状況で、営業が成り立たないから廃業しようという方が非常に多くなってきていています。だから、この東京、新宿辺りの夜の繁華街は半分以上の方が『廃業しよう』と仰っていますし、私の住む柏崎市内では、300 から 400 件の接待を伴う営業している店のうち、まだこれからも続けていけそうなのは 30 件ぐらいしかない。それほど逼迫した状況なので、HACCP ばかりに取り組んでいられる状況では、経済が成り立たないという状況になっていますので、そこら辺が Go to eat キャンペーンで、多少お客さんが回復してきていますが、接待を伴う業界団体の去年、一昨年の売り上げの 20 から 30%でしか回復していない。飲食を伴うところは、Go to eat キャンペーンの券を１つの業者の方で、１か月間トータルでこれぐらいの厚さ、１枚 1,000 円としてこれぐらいの厚さの現金が入っているわけです。ある程度営業が再開できてはいるものの、現金が入ってこないもので、しかも１か月に１回しかまとめてくれないので、お金が入ってこない状況がございます。新型コロナウイルスの最初の頃の状況から少しは潤ったのですが、営業者の努力は限度を通り越している状況ですので、これからが本当に考えなければいけない時期だというふうに考えています。

【浦上委員】

お聞きしたとおり、HACCP が面倒だという認識が余計ついてしまいそうな気がして怖いです。今が一番忙しい大変な時期に、なおかつこういうことを敢えて取り組んでくださいということになりますから。ですので、保健所職員の方々にも中身をよく御覧になって、指導すべきと思いますが、実際には似たようなものもたくさんあります。私が結構お勧めしているのは、飲食店でしたら、東京都が作った簡易版があります。あれは厚生労働省が使ってよいと言っており、非常に単純ですので、あれから飲食店は入るのがよいのではないかと思っています。あれは本当に、少し記録をつける程度だけですので、あれが本当に HACCP かと言われるとクエスチョンマークを付けざるを得ないですが、まずは記録を付ける癖を付けることから始めていただくのがよいのかなと。ですから最初から「100 点を取れ」と言うと学生は 60 点も取れませんから、「60 点を取れ」と言って 60 点を取らせるか、いっそのこと「30 点でもいいから少しやってくれ」の方が、私は現実的ではないかと思います。

ですので、そういう意味でまた別の質問になりますが、資料２の９ページ施策 13 にある、国が開催する HACCP に関する研修会に派遣されているこの食品衛生監視員２人の方というのは、帰ってからやはり中心的な役割ですとか、内部で教わったことをもう１回伝達するようなことを行っていらっしゃるのでしょうか。この２人はどういう風に活躍されるのかが重要と思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

【事務局】

この研修会は、全国の食品衛生監視員を集めた数日間の研修会ということで派遣していますが、派遣した者は当然、保健所の中で HACCP の普及、営業事業者へ指導するという形で

携わっていますが、派遣していない者に対しても、知識やスキルを伝達するために研修会において伝達講習という形で、伝達をしていただくように取り組んでいます。少ない人数ですが、継続して派遣することで、専門知識を吸収してきてもらえるものと考えていますので、今後も継続して派遣していきたいと思っています。

【市川委員】

再三申し上げているように、HACCP に沿った衛生管理については、記録を付けること、証拠を残すことが一番です。浦上委員がおっしゃるように大事なことですが、当県の場合は、20 年ほど前から、行政の皆様と食品衛生協会で食品衛生管理記録簿への記録を義務付けていますので、新潟県においては、記録を付けることについて全然心配していません。ですから、HACCP の大まかなところはクリアしているものと思います。

それと、飲食店が食品営業全体の 70～80%で、中小零細の飲食店が大半を占めていると思います。私が担当する 120 店舗くらいの営業者に対しては、「こうしてやればいいですよ」という基本を作って差し上げていますから、私どものところは全然心配していません。どこに重要管理点があるかをお知らせしてあげて指導しているので、何も心配していません。一番心配するのは中途半端なことです。大企業等では、自社で必ず実施していますので、そういう面では HACCP に関して新潟県については、あまり私は危惧していません。保健所の職員も頑張っており、私どもも一緒に行わせていただいているので、その辺は、順調に効果が出るのではないかと思っています。

【城会長】

現場の御説明ありがとうございます。浦上委員よろしいでしょうか。

【浦上委員】

資料２の 11 ページの一番下の方にある食品衛生監視員の HACCP 研修受講率が 37.8%で低いとおっしゃっていますが、２年に１回必ず受けなければならないということで、非常に心強いと思っています。やはりこのようなスキルは、放っておくと刀が錆びるものだと思っていますので、常に講習を新たにして、もう１回頭をリフレッシュしていただくという制度を、是非続けていただきたいと思います。宜しくお願いします。

【城会長】

だいぶ御意見いただきましたがいかがでしょうか。もし今後、何か御意見や御質問等ありましたら、事務局の生活衛生課の方まで別途行っていただきますようお願いします。

それでは次に移ります。報告事項としまして食品衛生法及び新潟県食品衛生法施行条例の改正等について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

食品衛生法及び新潟県食品衛生法施行条例の改正等について、説明します。

資料３の表紙をめくり、１ページを御覧ください。令和元年度の審議会でも触れましたが、平成 30 年６月に食品衛生法が改正され、それに伴い、新潟県食品衛生法施行条例の一部改正等を行います。内容については、大きく分けると、食品衛生法の許可業種再編や届出業種新設に伴う、新潟県食品衛生条例の廃止と、新潟県食品衛生法施行条例で規定する営業施設の基準の改正の２点です。この改正に伴い、既に現行で営業許可を受けている事業者や、新たに許可又は届出が必要になる事業者にとっては、大きな影響があるため、令和３年６月の施行に向けて、事業者への周知を進めて参ります。

２ページを御覧ください。食品衛生法改正については今ほどの営業者に関する内容の他に、消費者の方にも関連するものとして、食品リコール情報の報告制度が始まります。消費者の健康被害発生防止のため、令和３年６月までに、全国の食品リコール情報が一元的に確認できるようになります。対象となる情報については、大腸菌による汚染や異物の混入等のような食品衛生法違反又は違反の恐れがある情報や、アレルゲンや消費期限、保存の方法等の安全性に関する表示の欠落や誤りのような食品表示法違反に関する情報になります。
自主回収される食品の商品名、回収理由、想定される健康被害等の情報が、オンライン上の国のシステムで確認できる仕組みとなっており、システムは令和３年６月に完全稼働される予定となっています。

最後に３ページを御覧ください。今ほどの２ページと共通していますが、こちらは事業者向けチラシということで、実際にリコールを行う側である食品事業者が、どのように行政へ届け出るかについても示したものになります。食品衛生法及び新潟県食品衛生法施行条例の改正等について、報告は以上ですが、今後も、令和３年６月の完全施行に向けて、生活衛生課では、事業者や消費者等に向け、今後も周知・情報発信を行って参ります。

【城会長】

それでは今の報告に関して何か御質問等ありましたら、宜しくお願いします。

１つ私の方から教えていただきたいのですが、資料３の１ページ目に、食品衛生法の許可業種とか届出の業種の改正等があるということなのでしょうが、現行の食品衛生法で許可 34 業種、県条例で許可８業種、届出５業種、これが改正後は食品衛生法で許可 32 業種、あとは届出業種という形で記載されていますが、どこがどのように変わるのか等、もう少し詳しく 教えていただければと思います。

【事務局】

今回、食品衛生法の許可と届出業種に分けられた理由ですが、過去に食中毒や食品に関する事故の起こった件数等を踏まえて、リスクの高いものほど許可業種になっています。一方でこれまでは許可業種だったが、実際に食中毒が起きていない業種ですとか、食品衛生法の

違反ですとか、そういった部分に結びついていない業種も中にはあり、そういったものは、概ね届出業種に移行されたということになります。具体的に許可業種については、飲食店営業、菓子製造業、惣菜製造業等、引き続き多くは許可業種として残っています。逆に、届出業種に移行したものとしては、例えば牛乳、肉、魚だけの販売ですとか、リスクが低く、食中毒、食品事故が起きていないものが、概ね届出業種に移行しています。また届出業種については、HACCP の衛生管理も含めていますので、HACCP の衛生管理を行っているかどうかの把握という部分でも、届出業種が指定されたという背景もあります。

補足ですが、販売業については、本当に単に販売だけを行う、つまり包装された肉や魚を自分の店舗で包装したのではなく、ただ販売するためだけの場合は届出で、自分の店舗でカットして包装して販売する場合は、許可という形で分けられます。それから製造業の場合でも、味噌の製造と醤油の製造が別々の許可でしたが、これからは味噌又は醤油製造業１つの許可という形で統合されたりして、業種や業種数が変わったりしています。

【城会長】

詳しく教えていただきありがとうございました。他に何か御質問等ありますでしょうか。よろしいですか。特に何もなければ以上にしたいと思います。後ほど何かお気づきの点、質問等、お伝えしたい点があれば事務局の方までお問い合わせいただきたいと思います。本日予定していました議題に関しては以上で終了となります。

議題も含めまして、これまで取り扱っていた中身で何か皆様から改めて意見、質問等あれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

【市川委員】

私ばかり喋っていて申し訳ないのですが、良い報告です。私ども食品衛生協会が中心に活動している「手洗い教室手洗いマイスター」がいますが、小学生低学年等を対象に、手を洗うことを指導しています。これを５～６年続けているのですが、この前、柏崎市の保健師さんから質問が来ました。「あの地区はインフルエンザも色々な流行性の病気が非常に少なくなってきたのですが、何かありましたか？」というお問い合わせでしたが、「あそこは毎年、お子さんに手洗い教室を行っています。」と回答し、驚かれていまして、県内でも手洗い教室を一生懸命に取り組んでいる地区食品衛生協会の地域はインフルエンザの罹患率が非常に低いです。それと同時に新型コロナウイルスについても、同じことが言えると思います。うがい手洗いは必ず行うことを教えているので、そこら辺の効果が非常に出ているのではないかというのが、全体的な傾向です。

手洗いを一生懸命に行ったところについては、罹患率が非常に少ないことが結果として表れつつありますので、今後ももっと普及をさせていきたいと思っています。今は６割か７割くらいであり、もう少し頑張っていただきたい地区がございますが、新潟県は厚生労働省含めて、非常にモデル地区として、色々なことでアタックしていただきたいということで、

日本食品衛生協会は新潟県に対して、予算的にも少し優遇していただいていますので、これから新潟県は楽しみになるのではないかという報告です。ありがとうございました。

【城会長】
ありがとうございました。ちなみに手洗いマイスターの手洗いは、どういう風な形で実施されているのでしょうか。

【市川委員】
今月もたくさん申し込みがあったのですが、３名以上の先生が来てもらっては困ります。演劇形式で行っていますが、良いお猿さんとか悪いお猿さんとかということで、手洗いを上手にした人が蛍光塗料を付けて、それを洗い落とすということを行っています。これは社会福祉施設や、学校の皆様に受けていただくのですが、 過去５年間で完璧に洗えた者は１人もいません。10 分ぐらい一生懸命に取り組んでも落ちない。それほど手洗いがいかに不十分であったかということの表れだと思いますけども、延べ 600 名の方に受講していただいたところですが、未だに１人としても上手に洗えていません。簡単なことです。音楽に合わせて行っていただく。「これを２回やりなさい」というふうに入っていますが、子供は一生懸命行うのです。ですから、「きれいになって、家に帰ったら 兄弟とかお父さんお母さんおじいちゃんおばあちゃんにも教えてあげてね。あなた達が先生だからね。」と、持ち帰って教えているらしいのですから、それが普及してくると、正直効果が表れてくるのではないかかと思っています。ありがとうございます。

【城会長】
ありがとうございます。子供達にとっても楽しみお仕事に取り組んで、また県の方もサポートしていただいているということで、 是非引き続き継続していっていただきたいというふうに思います。あとは特によろしいでしょうか。
それでは議事に関しては終わりにさせて頂きます。
これで、私の議長任務を終了させていただきます。長時間にわたり活発に議論いただきましてありがとうございました。

【事務局】
城会長どうもありがとうございました。委員の皆様におかれましても、長時間にわたりまして、主にご審議いただきまして、大変ありがとうございましたこれをもちまして第 22 回にいがた食の安全・安心審議会を閉会させていただきます。何かお気づきの点がございましたらいつでも事務局の方まで、意見等をいただければと思います。